

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則の一部改正
鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会規程
- ◇告示 建設業者の登録変更
普通水利組合の組織変更認可
土地改良区より理事の氏名及び住所の届出
- ◇選挙管理委員会告示 政治団体の解散の際の收支報告書の要旨
政党、団体、協会の收支報告書の要旨
- ◇正誤 昭和二十七年六月二十日鳥取県規則第四十三号中訂正

規則

鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

昭和二十七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十二号

鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県家畜健康証明書交付その他の手数料徴収規則（昭和二十六年九月鳥取県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「豚これら同百五十円」を

「豚コレラ

成豚 同 百五十円

中豚 同 百 円

仔豚 同 五十円」に

「流行性脳炎同百五十円」を

「流行性脳炎

馬 同 百五十円

豚 同 五十円」に

改め、「気腫疽同五十円」の次に「牛の流行性感冒同

百五十円」を加える。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和二十七年五月一日から適用する。

鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会規程をここに公布する。

昭和二十七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第五十四号

鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方

審議会規程

(設置)

第一條 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法

(昭和二十二年法律第二百十七号以下「法」という。)

第十三條の規定に基き鳥取県あん摩、はり、きゆう、

柔道整復地方審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(目的)

第二條 審議会は、知事の諮問に応じ、法第二條第一項に規定する試験、法第八條第一項に規定する指示及び法第十一條第二項に規定する処分に関する重要事項を調査審議することを目的とする。

(組織)

第三條 審議会は、会長一人及び委員十二人で組織する。

2 会長は、知事が任命又は委嘱する。

3 委員は、次の区分によつて知事が任命又は委嘱する。

施術者 四人

医師 四人

学識経験のある者 四人

(会長及び委員の任期)

第四條 会長及び委員の任期は二年とする。但し、会長

又は委員に欠員を生じた場合、あらたに任命又は委嘱

された会長及び委員の任期は、それぞれ前任者の残任

期間とする。

(会長)

第五條 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者が、その職務を代理する。

(会議及び議決)

第六條 審議会の会議は、会長が招集し会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第七條 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の吏員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受けて会務を処理する。

(書記)

第八條 審議会に書記若干人を置く。

2 書記は、県の吏員のうちから知事が任命する。

3 書記は、会長の指揮を受けて庶務に従事する。

(庶務)

第九條 審議会の庶務は衛生部医務課において処理する。

(運営)

第十條 この規則に定めるものを除く外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

1 この規則は公布の日から施行する。

2 鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道整復地方審議会規程(昭和二十六年五月鳥取県告示第二百三十一号)は、廃止する。

3 この規則施行の際現に会長及び委員である者は、この規則により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は、昭和二十九年三月三十一日までとする。

告 示

鳥取県告示第三百四十一号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三條の規定に

よる変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十七年六月十六日変更登録した。

鳥取県知事登録 登録年月日 商号又は名称
(5) 第二二〇号 昭和二十六年 同和土建企業組合
八月一日

昭和二十七年七月十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治
主たる営業所の所在地 申請者氏名
鳥取市行徳三八〇ノ一 新田 中山 孫 市
中村 貞 市

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第九條において準用する同法第五條第二項の規定により、北條用水普通水利組合の組織を変更して北條土地改良区となることについて、昭和二十七年六月三十日認可した。

昭和二十七年七月十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第三百四十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條第九項の規定により、次のように成美村土地改良区より

理事の氏名及び住所の届出があつた。
昭和二十七年七月十一日 鳥取県知事 西 尾 愛 治
氏 名 住 所
赤井 周次 西伯郡成美村大字古市
末吉 恭治
潮 淳
田中 一男
赤井 閑三
能見 房一
長田 喜太郎
木村 清

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた次の団体の解散の際の寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年七月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

- 一、種類 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨
- 二、期間 政治資金規正法第十七條の規定による報告書
自昭和二十六年 九月 十一日
至同 年十二月三十一日
- 三、報告書の要旨

大江 武一	大字吉谷
山根 源重	
清水 浅市	
山本 勝美	
松林 武雄	

山根 茂	大字奈喜良
白子 貞治	
齋木 千代徳	
齋木 茂樹	大字石井

政党、協会その他の 団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄 附	一件五百 円以上の 寄附	支出の総額	一件千円 以上の支 出	一件五百 円以上の 支出	報告書受理 年月日
	数件 総額	数件 総額	数件 総額	数件 総額	数件 総額	数件 総額	
日本共産党東伯地区西郷細 胞	1	1	1	1	1	1	昭二七 六、二三

四、主要な寄附者及び支出

- (一) 寄附者 (該当なし)
- (二) 支出

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による政党、協会その他の団体又はその支部の收支に關する報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十七年七月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

- 一、種類 政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書
- 二、期間 自昭和二十七年一月一日 至同 年四月三十日 (定期報告)

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び 収入又は 寄附の総 額	一件千円 以上の寄 附	一件五百 円以上の 寄附	支出の総額	一件千円 以上の支 出	一件五百 円以上の 支出	報告書受理 年月日
	数件 総額	数件 総額	数件 総額	数件 総額	数件 総額	数件 総額	
因幡地区自由労働組合	三〇、六五〇	1	1	三〇、四七〇	1	1	昭二七 五、一一
救国青年連盟鳥取県本部	1	1	1	1	1	1	同 五、一五
眞 政 同 志 会	1	1	1	1	1	1	同 五、三一
日 野 郡 清 風 会	1	1	1	1	1	1	同 五、二二
鳥取県医政連盟	1	1	1	八三〇、〇〇〇	1	1	同 五、一二
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	1	1	1	八七、〇〇〇	1	1	同 六、二七
鳥取県青年自由党	1	1	1	1	1	1	同 六、一六
鳥取県小学校教職員組合	1	1	1	1	1	1	同 五、一四
鳥取県中学校教職員組合	1	1	1	1	1	1	同 五、一三
鳥取県高等学校教職員組合	1	1	1	1	1	1	同 五、一三
鳥取県労働組合協議会	1	1	1	1	1	1	同 六、一六
鳥取県農業団体協議会	1	1	1	1	1	1	同 六、一〇
鳥取県農業協同組合連合会職員農政研究会	1	1	1	1	1	1	同 六、一一

支 出

政党、協会その他の団体名

支出の総額

件数

支出の目的

4、自由党鳥取県東部支部	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一	稲田 直道	国会議員	鳥取市古市
5、自由党中部支部	二一、〇〇〇、〇〇〇	四	門勝勝太郎	会社重役	東伯郡倉吉町越中町
6、自由党鳥取県支部鳥取支会	五、〇〇〇、〇〇〇	一	石田 繁	旅館業	鳥取市瓦町
	五、〇〇〇、〇〇〇	一	常田 雅雄	薬種商	鳥取市東品治町
	五、〇〇〇、〇〇〇	一	伊松 次郎	農業	鳥取市浜坂
	五、〇〇〇、〇〇〇	一	野崎 鹿藏	会社重役	鳥取市吉方
1、日野郡清風会	七、九八〇円〇〇	一		会議費	
2、日本共産党旧西地区委員会	五、〇〇〇、〇〇〇	二		人件費	
3、自由党鳥取県支部	五、二〇〇、〇〇〇	一		岩美部会費	
	四、八〇〇、〇〇〇	一		事務所移転費	
	一〇八、〇〇〇、〇〇〇	一		党再建紀念手拭費	

4、自由党鳥取県東部支部	六、〇〇〇、〇〇〇	四	事務所費
	二、〇〇〇、〇〇〇	一	旅費
	一、〇四〇、〇〇〇	一	燃料費
	四、五〇〇、〇〇〇	一	雑手当
	一、〇〇〇、〇〇〇	一	通信費
	四、七一一、〇〇〇	四	人件費
	二二、〇〇〇、〇〇〇	三	通信費
	四、五〇〇、〇〇〇	四	人件費
	二、〇〇〇、〇〇〇	一	通信費
	四、五〇〇、〇〇〇	一	交通費
	三、八〇〇、〇〇〇	二	食糧費
	一、二〇〇、〇〇〇	一	通信費
	二、九四〇、〇〇〇	一	旅費
	一五、〇〇〇、〇〇〇	二	食糧費
	一、三一一、〇〇〇	一	会場費

正 誤

昭和二十七年六月二十日鳥取県規則第四十三号（鳥取県
繭取引調査規則）中誤植があるので次のように訂正する。

頁段 行 誤 正

一 下 一六 蚕繭を除く 野蚕繭を除く

二 下 一八 資金の融資 資金の融通

昭和二十七年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 發

刷 行 鳥 取 者 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 印 刷 所